

熊本県公報

第 1 0 8 9 3 号
平成 14 年 10 月 2 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示
平成 13 年 4 月 1 日熊本県告示第 279 号の 10 (口頭による開示請求を
することができる個人情報)の一部改正……………(私学文書課) 1
漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧……………(漁政課) 1
道路の区域変更……………(道路維持課) 2
公 告
大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村意見……………(商工政策課) 2
"……………(") 3
登 載 依 頼
環境影響評価審査会の会議の開催……………(環境影響評価審査会) 3

告 示

熊本県告示第 747 号
平成 13 年 4 月 1 日熊本県告示第 279 号の 10 (口頭による開示請求をすることができる
個人情報)の一部を次のとおり改正する。
平成 14 年 10 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

表中

職員選考考査	第 1 次考査及び第 2 次考査の総合得点及び順位 (得点及び順位の判定が困難な場合は評価。ただし、第 1 次考査については不合格者に係るものに限る。)	合格発表の日から 1 月	人 事 課	を
職員選考考査	第 1 次考査及び第 2 次考査の総合得点及び順位 (得点及び順位の判定が困難な場合は評価。ただし、第 1 次考査については不合格者に係るものに限る。)	合格発表の日から 1 月	人 事 課	に、
熊本県育休等代替臨時職員採用試験	教養試験及び人物試験の総合得点及び順位 (ただし、教養試験不合格者については教養試験の得点及び順位)	合格発表の日から 1 月	人 事 課	

「熊本県准看護婦試験」を「熊本県准看護師試験」に、「農業指導士認定試験」を「農業指導士認定試験」に改める。

熊本県告示第 748 号
漁船損害等補償法 (昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。)第 112 条第 1 項に規定する同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令 (昭和 27 年政令第 68 号) 第 5 条第 1 項の規定による事前届出があったので、同令第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。
平成 14 年 10 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 加入区の名称
岱明加入区
- 2 発起人の住所及び氏名

- 玉名郡岱明町大字鍋 2705 番地 二宮 正常
- 玉名郡岱明町大字山下 437 番地 田崎 一幸
- 玉名郡岱明町大字高道 1553 番地 森 信幸
- 玉名郡岱明町大字鍋 2312 番地 吉田 實
- 3 法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合
岱明漁業協同組合
- 4 縦覧期間
平成 14 年 10 月 2 日から平成 14 年 10 月 16 日まで
- 5 縦覧場所
岱明漁業協同組合

熊本県告示第 749 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 14 年 10 月 2 日から 60 日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 14 年 10 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要 地方 道	有明倉岳線	天草郡松島町大字教良木字小路 2940 番 1 地先から	前	4.0 ~ 5.5	320.0	旧道移管
				5.5 ~ 17.0	350.8	
		同 所 字藤の原 3165 番 1 地先まで	後	5.5 ~ 17.0	350.8	
"	宮原五木線	八代郡東陽村大字河俣字鏡石 4456 番 1 地先から 同 所 同 字 4450 番 1 地先まで	前	8.4 ~ 19.6	123.0	緊道整 (防災)
			後	8.4 ~ 30.4	123.0	
一般 県道	小川八代線	八代郡東陽村大字北字西原 469 番 1 地先から 同 所 同 字 613 番 1 地先まで	前	4.2 ~ 12.0	127.3	単道改
			後	7.0 ~ 27.0	127.3	

2 区域変更する期日 平成 14 年 10 月 2 日

公 告

熊本県公告第 750 号

平成 14 年 7 月 12 日に提出された大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項に基づく届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により熊本市から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成14年10月2日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
エース水前寺駅前
熊本市水前寺一丁目296-1番ほか
- 2 市町村意見の概要
意見なし
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成14年10月2日から平成14年11月1日まで

熊本県公告第751号

平成14年7月10日に提出された大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項に基づく2店舗の届出に対し、同法第8条第1項の規定により熊本市から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成14年10月2日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称
くらし館国府店 熊本市国府三丁目28番28号
新外ショッピングセンター 熊本市健軍町2726
- 2 市町村意見の概要
意見なし
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成14年10月2日から平成14年11月1日まで

登載依頼

熊本県環境影響評価審査会公告第3号

熊本県環境影響評価審査会の会議を、次のように開催する。

平成14年10月2日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開催日時
平成14年10月10日（木）
午前10時から正午まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺1-33-18
水前寺共済会館2階「鳳凰」
- 3 審議内容
熊本都市計画都市高速鉄道九州旅客鉄道鹿児島本線・豊肥本線（連続立体交差事業）
環境影響評価準備書について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
（1）傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
（2）傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県環境生活部環境政策課環境審査班
電話 096-383-1111

